

## 審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第 2 回 松阪市地域福祉計画策定委員会
2. 開 催 日 時	令和 4 年 1 月 26 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分
3. 開 催 場 所	松阪市健康センターはるる 3 階健康増進室
4. 出席者氏名	（委 員）◎ 永田祐、橋川健祐、○山本勝之、中野孝是、平岡直人、三宅義則、飯田陽子、佐久間進、高瀬良弘、竹林文平、田中堅太郎、南野忠夫、濱田壽々子、岡田晴夫、安部敬男、山本尚則（◎会長 ○副会長） （事務局）石川圭一、伊藤由里、蒲原智之、大西 学、田中拓也、豊倉誠司 松阪市社会福祉協議会 5 名
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	なし
7. 担 当	松阪市健康福祉部地域福祉課 TFL 0598-53-4086 FAX 0598-26-9113 e-mail fuk.div@city.matsusaka.mie.jp

### 協議事項

#### 1. 委員長あいさつ

#### 2. 議題

- (1) 松阪市地域福祉計画にかかる市の状況について 地域福祉計画
- (2) 松阪市の状況からみる次期計画への骨子について 地域福祉計画
- (3) 第 3 期松阪市地域福祉活動計画の実施状況及び地域のヒアリング結果について 地域福祉活動計画
- (4) 次期計画への骨子について 地域福祉活動計画

#### 3. その他

# 議事録

## 別紙

### 第2回松阪市地域福祉計画策定委員会議事録

#### 【開会】

事務局：只今より、第2回松阪市地域福祉計画策定委員会を開催させていただきます。

皆様には大変お忙しいところご出席賜り誠にありがとうございます。

議事に入るまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

今回も、委員長と県外の委員におかれましては、三重県において1月21日から、まん延防止等重点措置が適用されていることからリモートでご出席いただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

#### 【会議の公開、傍聴者報告】

事務局：本日の会議は、審議会等会議の公開に関する指針及び運用方針の3、会議の公開の基準に基づき、会議を公開するものとし、会議録作成のため、会議の状況を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

本日の傍聴者でございますが、今のところはいらっしゃいませんが、途中で入られました場合、報道機関、関係者等による写真撮影をさせていただくことがあると思いますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

#### 【委員の後任】

事務局：会議に先立ちまして1点だけご報告させていただきます。地域福祉計画策定委員の交代がございましたので、ここでご紹介をさせていただきたいと存じます。

松阪地区医師会から、選任いただいております。会長の小林様に代わりまして、副会長の平岡様にご就任いただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

平岡委員よりご挨拶をいただきたいと思ひます。平岡委員よろしくお願ひいたします。

委員：ご紹介ありがとうございます。松阪地区医師会副会長の平岡と申します。途中参加ですが、よろしくお願ひします。

ここから歩いて3分のところに、自分の診療所があるわけですが、皆様コロナで大変な状況です。比較的、松阪は少し落ち着いているような感がありますが、ワクチン接種の方も始まりましたが、皆さんもご苦勞されていることが多いだろうと思ひます。

全然勉強不足でどこまで力になれるか、わかりませんが、一生懸命努めて参りたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございます。

#### 【配布資料の確認】

事務局：平岡委員、ありがとうございました。

本日の資料のご確認をさせていただきます。

お手元にお配りさせていただいております「本日の事項書」「席次表」「委員名簿」「松阪市の地域福祉計

画について」そして資料1の「松阪市地域福祉計画策定にかかる市の状況について」資料2「松阪市の状況からみる次期計画の骨子案について」資料3「第3期松阪市地域福祉活動計画実施状況及び地域のヒアリング結果について」資料4「松阪市地域福祉活動計画の次期計画の骨子案について」以上が本日お配りしました資料でございます。資料が不足してございましたらお教えください。

#### 【会議成立の報告】

事務局：会議の設置成立についてご報告をさせていただきます。

委員17名のうち、出席者16名で、規則第5条により、成立していることをご報告させていただきます。これより、議事進行について規則第5条により、委員長に議長をお願いし、会議を進めて参りたいと存じます。なお、会議の終了時刻は15時ごろと予定しております。それでは永田委員長よろしくお願いたします。

#### 【議題】

委員長：皆さんこんにちは。先ほどご紹介ありましたように残念ながら、松阪に伺うことができませんので、このような形で進行させていただくことをお許しいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議長を務めさせていただきます。ご案内ありましたように15時終了がめどということでございますので、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは議題の(1)、松阪市地域福祉計画に係る松阪市の状況についてですが、前回第1回が9月26日の開催と、本日まで期間が空いているため、前回の地域福祉計画についてのご説明を、再度ご確認ください協議に入りたいと思っております。それでは、事務局の方からご説明お願いたします。

#### 《事務局説明》

##### ■松阪市の地域福祉計画について（第1回資料2）

事務局：皆様に、地域福祉計画の位置付けを知っていただくため、前回の資料ですが、簡単に説明させていただきます。

##### ▶松阪市が目指すまち（松阪市総合計画：目指すまち）

右下にページがふってありますので、ページでご案内させていただきご確認お願いたします。

それでは4ページをお願いします。まずは松阪市総合計画についてです。

松阪市は10年後の将来像に「ここの住んで良かった、みんな大好き松阪市」にするため、総合計画を策定しております。

##### ▶松阪市が目指すまち（松阪市総合計画：政策について）

5ページをお願いします。

松阪市総合計画では7つの政策を掲げ、政策毎に事業があり、それぞれの政策に関連した計画があります。

地域福祉計画では、政策2の「いつまでもいきいきと」、その中でも「地域福祉・生活支援の充実の達成」をめざすための、地域福祉計画を委員の皆様にご策定させていただきます。

##### ▶地域福祉計画とは（地域福祉計画、社会福祉法の改正と策定の根拠）

10ページをお願いします。

「地域福祉計画とは？」になります。

地域福祉計画は、地域福祉のあり方や、地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるものであり真ん中の③高齢者、障がい者、児童その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載するのが、地域福祉計画であります。

▶第3期松阪市地域福祉計画・地域福祉活動計画と他の福祉計画との位置付け

18ページをお願いします。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の位置付けのイメージになります。

高齢者、障がい者、子ども、健康の各分野の課題への取り組みは、高齢者、障がい者、子ども、健康の各計画に記載されておりますので、地域福祉計画はその各事業ではなく、松阪市の福祉の全体的な理念や仕組みを記載するものであります。

説明は以上になります。

委員長：ありがとうございます。地域福祉計画の位置付け、内容等についてご確認をいただきました。これはすでにご説明いただいている資料ですけれども改めてご説明いただきました。

この内容を踏まえてですね、今から松阪市の状況について聞いていただき、議題の(2)次期計画の骨子案についてご協議をいただきたいというふうに思っております。

(1)松阪市の状況と(2)骨子案は一連の流れになっているように思いますので、一括してご説明をいただき、質疑に入りたいと思います。

それではご担当の方からですね、(1)(2)の方を一括してご説明の方をお願いいたします。

《事務局説明》

(1)松阪市地域福祉計画にかかる市の状況について (地域福祉計画)

(2)松阪市の状況からみる次期計画への骨子案について (地域福祉計画)

■松阪市地域福祉計画策定にかかる松阪市の状況について

事務局：「松阪市地域福祉計画策定にかかる松阪市の状況について」ご説明いたします。

1ページをご覧ください。

▶人口等の状況

人口の状況についてです。平成17年の1市4町の合併時は16万8千973人でしたが、令和2年には15万9千145人と16万人を切る状況となりました。

年齢3区分の割合からも見ると、高齢者数が多くなり、高齢化率も30%となりました。

2ページをお願いします。

管内別の状況になります。松阪市全体の割合は、全国の割合に近いですが、飯南、飯高では高齢者の割合が約半分になっております。

3ページをお願いします。

(3)世帯数になります。人口減少と世帯数の増加から平均世帯人員も2.20と減少にあります。

その下の(4)人口動態の状況になります。

自然動態と社会動態になります。自然動態では出生数より死亡数の方が多い状況が続いております。

社会動態では転入より、転出が多い状況であり、自然動態、社会動態両面から人口の減少が続いております。

4ページをお願いします。(5)合計特殊出生率になります。令和元年1.45人であり、三重県の水準より下回っております。5ページをお願いします。

## ▶高齢者の状況

高齢者の状況になります。人口等の状況での説明と重複しますが、高齢者数、高齢化率と上昇しており、下の表の管内別の状況をみると飯南・飯高の高齢者数は横ばい又は減少傾向になっているようであり、6 ページをお願いします。

(2) 高齢者世帯等の状況になります。

このデータは、民生委員児童委員連合会より、毎年実施しております高齢者実態調査よりデータをいただき、平成 28 年からの 65 歳以上の一人暮らし、65 歳以上の寝たきりの方、80 歳以上のみ世帯の状況になります。

管内ごとに増減はありますが、市全体では、高齢者（65 歳以上）の一人暮らし世帯数、80 歳以上のみ世帯数ともに増加しています。

(3) 要介護認定者数及び認定率についてです。

表をみていただきますと、平成 28 年より認定数、認定率ともに横ばいになっております。

健康意識の高まりや介護予防の取り組みにより上昇が抑えられていると考えられます。

下の年齢別認定率です。高齢とともに、80 歳を超えると認定率が上がっていることがわかっていただけます。

(4) 認知症についてです。

松阪市では認知症患者数は、把握しておりませんが、厚生労働省の一万人口年齢階級別の認知症有病率は、高齢者の約 4 人に 1 人は認知症又は軽度認知障害と言われていることから、下の表では、令和 2 年の高齢者数の状況から 4 人に 1 人とすると 1 万 2 千 51 人の方が認知症又は軽度の認知障害者ではないかと思われれます。

次のページをお願いします。

こちらは、「みえ高齢者元気・かがやきプラン」からの抜粋です。表の三重県の部分でも令和 2 年に約 9 万 1 千人、令和 7 年には約 10 万 1 千人に増加していくと見込まれています。

10 ページをお願いします。

## ▶障がい者の状況

障がい者の状況になります。(1) 手帳所持者数・割合の推移になります。

手帳所持者数の推移は、平成 29 年からみると令和 2 年までやや横ばいで推移しております。

下の手帳別の割合では身体の手帳は多いですが、減少傾向にあり、精神や療育が上昇傾向にあります。

次のページをお願いします。

(2) 介助者についてです。

表とみていただきますと、上段の介助者の全体は、父、母、祖父母、配偶者と約 6 割が家族であります。

中段の年齢をみていただきますと、60 代、70 代では配偶者に割合が高くなり、80 代では子どもの割合が多くなり、老老介護という状況にもなっていることがわかります。

その下の障がい等の区分では、知的障がいの方の介助者の 6 割以上が父母、祖父母であり、全国的な課題であります「親亡き後の課題」があると考えられます。

12 ページをお願いします。

#### ▶児童等の状況

児童の状況です。(1) 出生数についてです。

令和元年の出生数は1,097人であり、もう1,000人をきるのではないかと思います。

(2) 母子・父子家庭についてです。

児童扶養手当受給資格者数になります。母子・父子家庭は少子の影響から減少傾向にあります。減り幅も小さくなっております。

(3) 児童虐待についてです。

表をご覧ください。下の合計では各年200前後で推移していましたが、令和2年は新型コロナウイルス影響から225と増加し、相談種別では表の上段にあります児童虐待相談が増加しています。

(4) 不登校児童生徒数の推移です。

高い棒グラフが中学生で低い棒グラフが小学生となります。平成29年から小学生は増加、中学生は減少しております。教育委員会より、中学生は、進学や生活等の不安をサポートするハートケア相談員を設置が影響したのではないかとこのことであり、小学生にも支援する体制必要があるとの見解がありました。

#### ▶外国人に関する状況

外国人に関する状況です。外国人の人口は増加傾向にあります。平成29年11月の外国人技能実習制度により、ベトナム等東南アジアの方が増加しております。

#### ▶生活困窮に関する状況

(1) 生活保護受給世帯・人員・保護率についてです。

新型コロナウイルス感染拡大の影響は経済に大きな被害を与えていることから、平成20年のリーマンショックの状況になるのではと懸念されていましたが、生活福祉資金貸付制度や生活困窮者自立支援事業の拡大・条件の緩和などから、生活保護受給までに至らなかったことが要因ではないかと考えます。

(2) 生活困窮者相談件数等について

表を見ていただきますと、上段の新規相談受付件数ですが令和2年は1,132件と前年度より約3倍増加し、真ん中の住居確保給付金の支給件数も大幅に増加しました。

#### ▶権利擁護に関する状況

権利擁護に関する状況です。(1) 成年後見の状況について

令和2年7月に松阪市福祉会館内に松阪市成年後見センターを設置しました。下の表の相談内容をみていただきますと認知症の相談件数が多くなっております。

(2) 消費生活相談についてです。

松阪市消費生活センターの相談件数は年々増加しております。

下の表は主な相談内容になります。

平成30年からは、副業サイト、ネットで楽に儲かるといったネット関連の相談が出て、以降件数は、増加しております。

次のページをお願いします。こちらは三重県消費生活相談センターの年代別の相談件数になります。

平成30年より連続して70代の方の相談が多くなっております。

▶ひきこもりに関する状況

ひきこもりに関する状況についてです。三重県は令和3年度中にひきこもり支援計画を策定するため、県内の民生委員児童委員にひきこもり実態調査を実施しました。調査の数値は、各家に聞き取り調査ではなく、民生委員児童委員が日頃の活動の中で、ひきこもりを把握している又は、ひきこもりと思われる方の人数となります。

松阪市では、116人との結果でありました。性別では男性が多く78人でありました。年齢別では、30歳から60歳までが多くみえております。次のページをお願いします。

ひきこもり期間別になります。事前資料の各期間別の数に誤りがありましたので、修正させていただきました。よろしくお願いいたします。

半数以上が不明ですが、把握している内容では、10年から30年の期間が多くみえます。

▶犯罪に関する状況

犯罪に関する状況です。刑法犯検挙者数は全国、三重県と減少傾向にありますが、再犯者率は全国、三重県とも約50%であります。

▶ボランティアに関する状況

ボランティア登録グループ数は横ばいですが、各グループの人数や個人登録数は高齢化等の要因に加え、新型コロナウイルスの影響から活動の停止などから、引き続き人数は減少すると想定されます。

▶地域福祉に関する地域団体の状況

こちらは、各団体の地域福祉に関連した取り組みを紹介させていただいております。説明は割愛させていただきますので、後ほどご覧ください。

松阪市地域福祉計画策定にかかる松阪市の状況についての説明は以上となります。

■松阪市の状況からみる次期計画への骨子案について

事務局：続きまして、松阪市の状況からみる次期計画への骨子案についてご説明させていただきます。

▶松阪市の状況からみる課題（福祉関連）について

先ほどの松阪市の状況から、いくつかの課題があることを知っていただけたと思います。

課題を2つに分けさせていただきました。左側に既存の課題として「人口や地域の状況」として、人口減少や少子高齢化、ひとり暮らし高齢者の世帯数の増加、

「障がい者の状況」として、療育・精神障害者の増加、介助者の高齢化を確認いただけたと思います。右側が、近年、「権利擁護」「生活困窮」「ひきこもり」「児童」の課題が注目され、対応していく必要があるのではないかと考えられます。

▶課題（福祉に関する困りごと）に対する対応

こちらは、これら課題に対する対応のイメージになります。

例えば、各状況から出てきた問題は、それぞれの専門機関へ相談します。

しかし、いくつか課題を持つ相談者は、それぞれの専門機関に、行くこととなりますが、相談を受けた専門機関が、専門外の課題も、他の専門機関につなげて連携して対応していただいております。

第3期地域福祉計画では連携体制を強化することを明記しております。

▶第3期地域福祉計画（包括的な相談支援の体制づくりイメージ）※前半説明

こちらが、第3期地域福祉計画における包括的な相談支援の体制づくりのイメージになります。

例えば、上の「福祉に関連する困りごと」が起きます。障がいに関するものであれば、障がい者相談支援事業所に相談して対応します。障がいに関することに加え、困窮に関する相談もあれば、障がい者相談支援事業所は、社会福祉協議会にも連絡し、互いが連携して対応していただきます。

今説明した相談から対応をこのイメージでは青色の丸、個別支援と呼ばせていただきます。

このように、これまでは専門機関同士が連絡を取り合って、必要な機関と繋がっていました。

しかし、相談の中には、いくつかの要因が重なり、問題が複雑化し、個別支援では対応が難しい事例が増えています。

第3期地域福祉計画では、これら複雑化する問題にも対応していくため、専門機関の相談窓口となる相談支援包括化推進員が設置しました。

複雑な相談の例をあげて、説明したいと思います。次のページお願いいたします。

▶相談例

こちらが例となります。男性Aさんは、60歳、母親と二人で暮らしています。

30代の頃に、精神のバランスを崩して以来、20年以上引きこもっています。

最近母親がお亡くなりになり、その状況を知った地域の自治会長が、専門機関Aに相談がありました。

このケースでは、「ひきこもり」「精神疾患の可能性」「生活困窮の可能性」「高齢者支援の対象とはならない」等がといった課題が複雑に絡んでいると考えられ、一つの専門機関、専門機関Aだけでは対応の限界があります。前のページにお戻りください

▶第3期地域福祉計画（包括的な相談支援の体制づくりイメージ）※後半説明

一つの専門機関では解決できない他の課題を整理し、他の専門機関につなぎ連携して対応していくために、第3期地域福祉計画では、緑で示された部分の多機関協働による相談支援として、相談支援包括化推進委員の配置を明記しております。

相談支援包括化推進員は、松阪市社会福祉協議会に委託し、令和3年4月より松阪市役所で常駐し対応していただいております。この地域福祉計画策定委員の田中委員に対応していただいております。

この体制によって、専門機関の連携の強化にも繋がっていきます。

▶重層的支援体制整備事業

こちらは、「重層的支援体制整備事業」になります。

第3期計画では、松阪市の状況と国の地域共生社会の実現に向けた取り組みに関連して策定していることから、ここでは、重層的支援体制整備事業についても説明させていただきます。

令和2年6月に、地域共生社会実現のため、社会福祉法に「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

重層的支援体制とは、下線部の「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものとして

下の表にあります。上から「包括的相談支援事業」「参加支援事業」「地域づくり事業」「アウトリーチなどを通じた継続的支援事業」「多機関協働事業」を一体的に実施することを言います。

松阪市でも重層的支援体制を実施するため、健康福祉総務課が中心となり、体制づくりに取り組んでい



ます。

▶新たな包括的な相談支援の体制づくり

こちらは、重層的支援体制の包括的相談支援事業などに基づく、松阪市の新たな包括的支援体制のイメージ図です。

松阪市は、新たにピンクで示された部分、医療専門職、福祉専門職、地域づくり支援職員を配置する「健康と福祉の身近な相談機関」を各地区に配置するため準備をしております。

第3期の体制に、福祉関連の相談を受ける総合窓口が、各地域に設置されるイメージになります。

▶福祉関連計画に関するアンケート結果から読み取る松阪市のニーズ（福祉関連）

こちらは福祉関連計画にかかるアンケート結果になります。高齢者介護の計画の策定の際に実施したアンケートでは、相談する場所を知らないという声がありました。

認知症対策の必要や、介護者の不安に対応するため、相談しやすい体制の整備が求められています。障がい者計画では介助者の高齢化があります。

次に、地域で生活するために必要な支援として、なんでも相談できる相談員や相談機関が求められています。特に充実してほしい情報は、困ったときに相談できる機関や機関に関する情報との結果があります。

子ども子育て計画では、子どもの支援として、どのような地域が必要というアンケートに、子どもの安全確保に取り組める地域と、子どもに挨拶や声掛けできる地域が必要という声、多数聞かれました。

各計画からの調査においても、ひとつの機関で、どんな相談も対応してもらえことや、地域のつながりを必要とされているのがわかります。

▶市の状況からの課題、アンケートからのニーズのまとめ

こちらは上の部分は、松阪市の状況からみる課題と、福祉関連計画にかかるアンケート結果から 地域が求める声をまとめたものになります。

上の部分の、市の状況からの課題では、「生活困窮に関する課題」、認知症、消費生活相談、虐待などからみて「権利擁護支援の必要性」、社会的孤立からみる「ひきこもり」や「再犯防止」があります。

下の段をご覧ください。アンケートからのニーズでは、「なんでも相談できる相談員や相談機関」と相談しやすい環境の整備が求められているのがわかりました。

これらを対応していくこととして、第4期の骨子として掲げようと思います。

▶第4期地域福祉計画骨子案

以上の状況から、第4期計画の骨子は、第3期の地域共生社会の取り組みを継承し、新たな取り組みである「重層的支援体制」に取り入れ、高齢者や障がい者、子ども等の各分野に共通する支援である「生活困窮自立支援」、「権利擁護支援」、社会的孤立を防ぐ取り組みとして、近年三重県でも計画策定されている「ひきこもり対策」、「再犯防止」を提案します。

これら骨子は地域の「人づくり」「場づくり」「ネットワークづくり」が支えとなって達成できるものであると考えます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

委員長：ありがとうございました。資料1については事前に皆様に配布されていることから簡略化した説明にさせていただきましたけれども、松阪市の状況について知って頂けたのではないかと思います。

資料2については、第3期の策定から変化した状況。地域の課題、福祉関連計画からの地域の意見、それぞれを集約して第4期地域計画の骨子のご提案がございました。

重層的支援体制整備事業とかですね聞きなれない言葉もございますけれども、ただいまの説明において、ご質問、ご意見はございますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

会場にいましたら、皆様のお顔見ながらですね、皆様にしゃべっていただこうと思うのですが、時間の制約もありますので、ぜひ積極的にご意見賜ればと思います。いかがでしょうか。

委員：素晴らしいことが書いてあると思いました。まず今画面に出ているところ（資料2の7ページ）の、体制ですが、素晴らしい取り組みと思いました。

地域を支える専門職をエリアに配置ということで、具体的にどこに配置なのか。また、この体制の位置付けとして、地域にこういうことがあったらいいぐらいのイメージなのか？

大体この辺りに配置がしたいというのがあるのか？職員は常駐なのか？土日も窓口を開設して対応していただけるのか？これらの内容、場所と大体の考えをされているなら、教えていただきたい。よろしくお願ひいたします。

委員長：ありがとうございます。事務局説明お願いします。

事務局：今、令和4年度の実施に向けての準備をしております。場所については、いろんな地域の区割りがありますので、すぐに全ての地域に配置は難しいので、まずはモデル的に、3ヶ所を予定しております。

場所をもう申し上げますと、本庁管内に鎌田中学校、嬉野地区に嬉野地域振興局、飯高地区に飯高地域振興局で、まずはスタートを切ってみようということで、いろいろな法人の方に協力をお願いし、人材の派遣等もお願いをしている状況です。

ただ、4月からいきなりスタートは、なかなか難しいところがあります。

現段階で土日の対応は難しいと思っております。また、相談内容的にも幅広くございますので、ここで詳しくご説明がしにくいところで申し訳ないですが、イメージとしては、そのような感じでございます。以上です。

委員長：ありがとうございました。モデル的に広げていくということですがけれども、委員よろしいでしょうか。

委員：ありがとうございます。

委員長：ご質問でもご意見でも結構です。いかがでしょうか。

委員：資料1の11ページの介助者の状況について、なるほどよくわかるなと思いましたが、ニュース等でよく騒がれている、ヤングケアラーについて、そのあたりについて、ここでは、子ども数という数値で、把握しきれていなくて、ひきこもりや不登校の子ども達の中に、ヤングケアラーとなる子達もいるのではないかと気になりました。松阪市にその子どもたちがなければいいのですが。

委員長：はい。ありがとうございます。ヤングケアラーについてご質問がございました。事務局いかがでしょうか。

事務局：以前に教育委員会にヤングケアラーについて確認をさせていただきました。今のところ、そういう状況のお子様はいらっしゃるというふう聞いております。

委員長：委員がおっしゃっていただいたように、もしかしたら把握しきれてないっていうこともあるのかなっていうふうに思います。全国的にも、今、いろんな形で、そういう子ども達が、なかなか相談ができないとか先生方に言ってもなかなか理解していただけないっていう状況もあるようですので、せっかくご質問をいただきましたので、いろんなところでアンテナを高くしていただいて、そういう課題があるのではないかなというふうに考えていただくことも重要なと思います。委員いかがでしょうかよろしいですか。

委員：ありがとうございます。よろしくお願いします。

委員：資料を見せていただきました。昨日か今日の新聞で、ひきこもりの方の総数があり、民生委員さんが、すごくご足労をかけたわけで、ありがたいところですが、ここ 15 年ぐらい前から、民生委員の数について、高齢化社会が進んでいる中で団塊の世代が 70 歳と、後期高齢者に入ってきている段階で、果たしてその数字の検討が、普段からされているものなのか。少子化で学生さんの数はどんどん減ってきているわけですが、主任児童委員さんと学校との関連で、数字的なものがどうなのかというところを一つお伺いしたい。

委員長：ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

事務局：はい、ありがとうございます。ひきこもりの調査につきましては、先ほど説明させていただきましたように、一軒一軒聞いて調査させていただいたのではなく、民生委員活動していただいている中で、ひきこもりではないかと思われる方を調査の対象ということであげていただいております。

それと、民生委員の成り手不足っていうところで、活動の内容も高齢者の見守り以外にもこのように、ひきこもりの関連の調査とか幅広くご協力をしていただいております、色々と対応が大変ななってきていただいております。

学校、地域の関係団体とも連携をとって頂いて取り組んで頂いています。大変なところも私どももしっかりサポートさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

委員長：はい。ありがとうございます。委員いかがでしょうかよろしいですか。

委員：ありがとうございます。15 年ほど前から、民生委員さんの地域の声として色んな状況を聞く中で、本当にこの数で合っているのでしょうか？

私が 15 年前から、もう少し増えないのかという意見を出しているけど、その意見がどこへ繋がって、その要求が通るものなのか、通らないものなのか。民生委員さんに、ものすごくご足労かけており、私も 10 年少し、民生委員をさせていただき、民生委員がわかりまして、本当に行政に届いているのか、民生委員さんも、主任児童委員さんのご意見を少しお伺いしたいのですが。

本当にそういう声が、一般の民生委員さんから、役員に届いているならばですが、ずっと、悶えていく気持ちの中で抱えて、民生委員をさしていただいていたような状況でしたので、今のお答えいただいている中に細部まで、渡ったご意見なのかどうなのかっていうのをお聞きしたいと思いました。

微妙でしたら、これで質問は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

委員長：ありがとうございました。委員は、民生委員さんの数の不足ってところについて、民生委員さんからも要望があるのではないかっていうことをおっしゃっているというふうに理解してよろしいですか。

委員：そうですね。

委員長：民生委員代表の委員は、その辺りについていかがでしょうか。

委員：民生委員として活動させていただいております。委員から、言われている人員配置と、対象者のニーズ数との割合、バランスはどうかということだろうと思うのですが。

現実的には、地域によって、エリアが広すぎて困るという地域もあれば、密集し過ぎて、対応が難しい地域もある。例えば500世帯ある地域で、民生委員は大体1人です。そういう中で、本当に地域福祉としての観点から必要だと思われるケースの人数がどれだけみえるのかというのは、年々把握が難しくなっているというのがあります。

それは外部からの転入者、転居者、或いは、内部でも、対人関係の拙さにより情報が流れてこないとか、いろんな形で複雑化しているところです。

特に今回、我々、民生委員の中でも難しくなっているのが、医療ケアが必要な対象者が増えてきている。急増しているって言っていいぐらいです。多くは、地域の繋がりが無いような、自ら断っていくような人が、目立つようになってきました。

民生委員は、関わりを持とうとして、できるだけ社会との繋がりを維持していこうという踏ん張り対応しておりますが、逆に民生委員が、折れてしまいそうな状態まできているっていうのも現実的にあります。

そういう観点からいうと、人員が増えたらいい、人数は欲しいのですが、それ以上に難しいことがあると思われます。

なので、今回、例えば、この地域計画の専門職をエリアに配置するという形は、我々民生委員としても、選択肢が増えることは非常に嬉しい。現実には早く広がりをしていただきたいと思う反面、こういうケースはどこへ相談に持っていけばいいのか？すべての相談を、今、構想で、練っているその専門職に相談を持っていったいいのか？という。要するに役割分担の部分と、事の重大さに対する対応の機動性っていうのを、もう少し研究が必要かという形があります。

ちょっと長くなりますが、先週ぐらいに私の地区の民生委員から相談がありまして、1時間ぐらい電話でやり取りしたのですが、精神医療ケアが必要な対象者で、ほっておいたら餓死するだろうという方がみえており、この方をどう対応するかということについて、長年、その方に関わってきた民生委員がもう折れそうになってきたというようなことがありました。

我々の中では、そういう民生委員に対しては「もう早急に専門職の方へ、持っていくべき」「専門機関へ相談しなさい。」「いや、持っていてももう全然話にならない。対応しきれてくれてない。」というような問題が現実化してきています。

そういう点も含めてきますと、今ここに図面化しているその仕組み（資料2の7ページ）というのが、どこまで我々は期待しているのか。走りながらも、とにかく、一定の方向までもできるような形に持っていけるのか。

非常に重たい話になりましたけども、この資料（体制）の裏には、すごく重い話があるのだということだけは何とかお伝えしたいと思っております。

モデル化、モデル配置もいいのですが、その配置された方の能力と、体力と言っているのか対応力が、どこまでできるのかなという人材育成の部分も見え隠れしているように思うこと、それからここにはあ

まりこう、各機関との連携してきている感じですが、各機関とも手一杯だから、あなたのところに対応してくださいという話だけにならないのかなっていう心配もあります。民生委員活動から見えている話ですので、そのようなことはないというのであれば、大変ありがたい話です。

そういう意味では、マニュアルはあっても、実は無いのと等しいぐらい、今の状況は複雑化しているということだけは、念頭において、この体制づくりを、お願いをしたいと思っております。

単に高齢者だけの問題ではなく、医療ケアが必要な住民の方がいるということをこれからは認識してもらわないと、我々民生委員の成り手がもうどんどん無くなってきます。

高齢化も進んでいます、次に引き継ぐ人がいなくなっている状態まで来ておりますので、その点も、ちょっとここら辺に少し入れていただいて、体制作りの何らかの形のカルテを作っていたいただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

委員長：ありがとうございました。非常に重要なご指摘頂いたかと思えます。身近なところで活躍する民生委員さんを専門職が身近なところでバックアップしようという、市の方のアイデアだと思うのですが、そこにまつわる課題もご指摘いただいたかと思えます。

また、民生委員の人数の問題ですね、もちろんそれも重要ですし、同時に、そこをしっかりとサポートするっていうことも重要であると改めて感じました。市の方から何か一言ございますでしょうか。

委員：すいません。(挙手)

事務局：委員長、委員から質問があるとのこと。お願いします。

委員：具体例を出していただいています(資料2の5ページ)。この例に関してですが、私は自治会長の立場であります。この例のような方が地区に見えて、自治会長が心配となり専門機関Aに相談すると。相談するまでは資料に書いてありますが、そこから先の話、自治会として専門機関に相談したら、解決するまで専門機関で対応してくれるのか。または、何ともならないと言われて自治会の方で対応として差し戻されるのか、専門機関に相談したその後、どういう動きをするか。

我々、相談、連絡した側が、どのような動きで、連絡したからこれで専門職の方で対応すると思っていなのか。そこら辺はどのような動きをしていただくのか。その辺を少し教えてください。

委員長：はい。ありがとうございます。自治会長、民生委員も、その地域の皆さんも含めてですけど、専門職の方と様々な形で協働していただいているわけですけど、その協働のあり方みたいなのところについて、ご質問だったかと思えます。

全部が全部同じってことはないと思うのですが、基本的な考え方でも結構です。行政の方はいかがでしょうか。

事務局：今日の資料の中で、説明の方は時間の関係もあり省略したのですが、今、意見いただいている内容は、資料の2の中の7ページの重層的支援体制整備事業のイメージがございます。

この重層的支援体制とは、何かという話なのですが、相談支援事業をしていくということだけではなく、その方が、例えばひきこもっている方が地域にどのように関わっていけるのか。医療的ケアのお話もありました。このことに関しては、なかなか本人レベル個別支援の中でも、本人へのアプローチは難しいです。最初は家族の話から聞いてと段階を踏んでやっていかないといけない部分もあり、非常に難しく時間がかかることであります。

参加支援事業は、例えば地域づくりというようなところでは、専門職だけできるものではありませんが、地域の皆様方に、お願いしっぱなしでもありませんので、これらとどうやってかみ合わせていこうかというような仕組みになっていきます。

これらが、全体を通して重層的支援体制と呼ぶわけなのですが、今後、身近なところに人を配置した時には、様々なお声を聴いていかないといけないと思っております。モデル事業ということですので、第3回にお話が出来ればと思います。すいません。あの総括的なお答えになってしまいましたが、よろしくお願いたします。以上です。

委員長：はい。ありがとうございます。また、改めて議論をという事でしたけども、今のご説明でとりあえずはよろしいでしょうか。

委員：はい。ありがとうございます。

それと、もう一つすいません。地元の民生委員さんから相談がございまして、入ってくる情報が多すぎるとのことです。例えば、生活保護者の情報をいただき、この方が60歳や70歳の方の話だといのですが、若年層の人の情報も入って来て、「私、どのような対応したらいいのか分からない」と困っている声があります。そこ辺も、ご検討いただければと思います。ありがとうございます。

委員長：ありがとうございました。地域の皆さん、活動しやすくてというのは、身近な圏域に相談窓口を置いていくってということでもあるかなと思いますので、先ほどご説明あったように、様々な形でまた今後も議論をして参りたいと思います。ありがとうございます。

次の議題もございまして、もしよろしければ、どうしてもという方がいらっしゃれば、お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。思い出したことがございましたらまた後程ですね、ご議論できればと思いますので、次の議題に移らせていただきたいと思います。

次は地域福祉活動計画の協議の方に入って参りたいと思います。

議題の(3)松阪市地域福祉活動計画の実施状況及びヒアリング結果についてご協議をいただきます。地域福祉計画と同様に、第3期の状況から、第4期の骨子案へと繋げた説明がありますので議題の(3)実施状況とヒアリング結果。そして、(4)活動計画への骨子案についての説明をまとめていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

#### 《事務局説明》

(3) 第3期松阪市地域福祉活動計画にかかる実施状況及び地域のヒアリング結果について

(地域福祉活動計画)

(4) 次期計画への骨子案について (地域福祉活動計画)

社 協：改めまして、松阪市社会福祉協議会、福祉のまちづくり課です。よろしくお願いたします。先ほど課長の方から説明させていただいたのですが、前回9月の策定委員会にて、第3期地域福祉活動計画における、これまでの主な取り組みを報告させていただきました。報告をさせていただいた中で、福祉活動に取り組むことで、どのように地域が変化したか。アウトカム、そういった姿勢での評価ができれば、尚良いということでご意見を賜りまして、先ほど課長が申したように、このお忙しい中、43地区の方、お時間をちょうだいいたしまして、聞きとりの方をさせていただきました。

本日は、今、地域がなっているか。いうところを中心にご報告と、それからですね、そのヒアリングを踏まえた上でのまとめという形で報告をさせていただきたいと思います。それでは、すみません。座っ

て報告をさせていただきます。

■第3期松阪市地域福祉活動計画にかかる実施状況及び地域のヒアリング結果について

▶施策の方向性：1人ひとりがつながり支え合うことのできる人づくり

[地域福祉教育の推進：多様性を理解し合えるための交流を育みます。]

それではですね、皆さん、お手元の緑色の方からご覧ください。「一人ひとりがつながり支え合うことのできる人づくり」の具体的施策、福祉教育の推進の部分で、皆様の地域における、福祉教育の取り組みの効果ということで、以下のような結果をいただきました。各地域で取り組む登下校の見守り、挨拶運動や工夫を凝らした地域行事。コミュニティスクール活動、そういったことを通して、地域の子供がコミュニケーションを図る機会に積極的に取り組まれている、そういった部分がわかりました。子供たちの地域の大人に接する様子であったり、中学生の関わりなど、市全体を見ても、取り組みの効果が表れている。そういったご意見が、多く見られました。また、多様性の理解し合えるための交流ということで、各地区、地域にある、例えば障がい者施設さんとの交流行事や、施設訪問に積極的に取り組む。そういった地域が多くありました。こういったご意見に加えまして、地域として、こういった思いやりの心、そういった心を育むためにも大事な活動であるということで、ご意見をいただいております。右側の方、第4期に向けての方向性ということで、こういった部分をさらに伸ばしていければということで、具体的な取り組みを少しピックアップさせていただいております。実際この計画が進んでいる中で、先ほどもありましたか、コロナという影響を大きく受けている委員会でございます。この困難を、乗り越えた上での、いろんな交流や活動、そういったことへの、私たちとしての新しい取り組み。それから、同時に、多様性の理解ということで、この計画を書いたときは、どちらかというとな障がいの方、そういった方が強かったのかなと思うのですが、外国籍の方との交流、そういった部分のキーワードも、出てきました。

[地域福祉の担い手づくり：地域で活動しやすい環境を作ります。]

続きまして、担い手づくりの効果ということで、聴き取りをさせていただきました。各地域において、行事への関わり方。役を任せるよりも、手伝いから入ってもらう。役員のローテーションなど、担い手づくりに対して、工夫を行っております。ただ、先ほど民生委員さんという部分でのご意見があったように、人口減少、高齢化、雇用期間の延長など、地域活動への参加協力が困難になっている状況が、年々増加している。そういった部分も、書き加えました。こちら、担い手づくりにつきましては、松阪市全体においても、市、包括支援センター、社協を始めとする関係機関も、一生懸命取り組みをしているかなと思います。ただ先ほどの言った、課題があるのは明白であり、これからも継続していく、そういった部分でまとめをさせていただいております。

続きまして、幅広い世代が参加しやすい環境づくりということで、以下のような結果が出ております。地域の清掃活動や祭り等、誰もが参加できる事業を中心に取り組みが、情報発信企画段階から役割の関わりなど、そういった工夫も見られました。一方で、参加される顔が同じ顔ぶれであり、学生など若い世代に、もっと関わって欲しいという意見の地域も見られました。コロナウイルスの影響がまだまだ続く中、これまで大切にしていたことを軸として、現在の状況に応じた仕組みづくりを目指していきたい。そういった声も聞かれました。

[助け合いネットワークの強化：見守りと支え合いの輪を地域に広げます。]

続きまして、地域での「助け合い」や「見守り」活動の充実ということで、以下の結果が出ております。近隣同士の見守りや支え合い。自治会単位を中心とした取り組みが見られました。ただ、地区全体とし

ては、なかなか広がりやすい。そういった声と、あと同時に、防災を切り口とした要介護者支援名簿やカルテ作成など、必要性を強く感じられている地域が多く見られました。災害時に限らず、普段からの積み重ねが重要であり、小さな取り組みが全体を普及していくよう、それぞれ、市民一人ひとり、地域、関係機関、行政と、それぞれが果たすべき役割の整理が、必要である、というふうな声もありました。

[助け合いネットワークの強化、見守りと支え合いの輪を地域に広げます。]

同じく助け合いの部分で、社会福祉協議会では、災害時の復旧活動の人材育成ということで、災害ボランティアサポータースタッフの養成に取り組んでいますが、そちらの周知の部分で、意見を聞かせていただきましたが、以下のような結果になっております。なかなか周知不足。こちらにもさらに力を入れていく。それから、受講生、受講していただいた方が、地域とどの様に繋がっていくか、そういった部分をしっかり考えていかなければいけないということで、まとめさせていただいております。

▶施策の方向性：誰もが「役割」と「出番」のある場づくり

[地域に根ざした居場所づくり事業の展開：宅老所、サロン活動の立上げや活動支援を充実させます。]

それでは続きまして、ページをめくっていただきまして、黄色い色の部分をご覧ください。こちらは、誰もが「役割」と「出番」のある場づくりということで、居場所づくりを中心にヒアリングをさせていただきました。居場所づくりの充実は、されていますか。ということで、以下の結果が出ております。身近な公民館、集会所、市民センター等を拠点とし、高齢者・子供など、それぞれの世代を対象とした取り組みが、市内各所で見られました。充実していると言われた地域もあれば、参加者がいつも同じ拠点のストックヤードというか拠点での交通手段を課題に挙げられた地域も見られました。高齢者の居場所づくりにおきまして、やはり担い手の不足、移動手段への課題というものが多く見られました。ただ、地域にある身近な居場所を求める声が大きく、その居場所を軸として、「つながり」「見守り」「助け合い」へと広げていく、そういった事例が見られました。

[地域に根ざした居場所づくり事業の展開：子どもの居場所づくり事業を充実させます。]

子供の居場所ってところで、視点を向けてみますと、コロナウイルスの影響が、ここ2年間大きく受けているものの、地域の子供を地域で支えるという意識は市全体で高く、年々増加傾向にありました。それと同時に子供たちのためにと、寄付の申し出や協力したいという声も多く聞かれております。それぞれの声をつなぎ、形にしていくきっかけづくり、に重点を置いた取り組みということが、今後、私たちに求められていることかな、とまとめさせていただいております。それからですね、各地域のヒアリングのところですね、定期的に多世代が集うことができる居場所づくりに取り組みたい。そういった声も非常に多く見られました。

[社会参加のための場づくり：フリースペースを通じた交流の機会を育みます。]

[社会参加のための場づくり：体験の機会を通じた社会参加を支援します。]

続きまして、社会参加のための場づくりということで、社会福祉協議会の方では、閉じこもりがちの方が気軽に立ち寄れる「ふらっとカフェ」や、未就園児とその保護者を対象にした取り組みをさせていただいておりますが、その周知について、聞かせていただきまして下記になっております。まだまだ周知不足ということを感じました。地域として、「誰でも」「いつでも」参加してもらえというスタイルで、居場所づくりに取り組みがされています。ただ一方で普段から地域活動に関わりが少ない方が、身近な場所へ足を運ぶことはハードルが高いのでは、そういった意見も見られました。先ほど松阪市か



らの課題のところ、皆さんのご意見の方でも、中でもひきこもりや不登校、そういった地域との繋がりが、難しい方への支援っていうのが、第三期の計画以降さらに注目されるようになっていきます。今後も、気軽に集える場所の支援を大切に、確実に取り組んでいく。そういった部分。それからですね、このコロナ禍でも、つながれるっていうことで、SNSの活用等、その場に集まらなくても、繋がるっていう方法、そういったことも探していく。そういったことが、検討してございました。

[新たな住民層の参加拡大：幅広い世代の人たちが参加しやすい地域づくりに取り組みます。]

「地域で活動しやすい環境づくり」「担い手づくり」の部分につきましては、先ほどの担い手づくりの地域で活動しやすい環境を作りますと、同様のところにあります。こちらでもですね、担い手づくりでもあったのですが、地域行事への参加をきっかけとして、新たな担い手として成長していく可能性を期待する声が多く見られました。

#### ▶施策の方向性：地域の福祉活動を活性化するネットワークづくり

[地域の財源を確保するしくみづくり：企業と地域がつながるしくみを構築します。]

最後に、「地域の福祉活動を活性化のネットワークづくり」ということで、地域での地元企業や店舗、福祉事業所との連携は、どうですかという聞き取りをさせていただきました。地域行事への協賛や清掃活動など、住民自治協議会との連携が取れている地域もありました。また自治会単位など、小さい単位での連携も見られました。しかし市全体としては、住民協議会と企業、商店、福祉事業所が、積極的に繋がる仕組みづくりまでは、まだ至っていないということで、まとめさせていただきました。

この聞き取りをさせていただいた中で、地域の活性化、それから地域活動への対応には住民さんの力に頼るだけでなく、企業や商店、NPO等の地域にある団体の力は必要不可欠であり、お互いがWINWINとなる連携ができる仕組みづくりを目指していく。互いに共通したテーマ、取り組みやすい取り組みからスタートしていく。協賛金などのお金の協力だけでなく、企業や商店の強み・「ひと」「もの」の協力ができる仕組みづくり、そういったものを、引継ぎ目指していきたいと思っております。はい。ヒアリングシートからのまとめは以上となります。

#### ■次期計画への骨子案について

続きまして、資料4の方をご覧ください。活動計画としましての骨子案について、こちらの資料と、あと前のスライドで、説明をさせていただきます。

##### 1 ページ ※表紙はカウントせず

今回のヒアリングの最後の設問で第4期に向けての、多様なニーズへの対応ということで、地域で優先的に解決が必要と考えられる地域福祉関連の課題はっていうことで、挙投げかけをさせていただきました。そちらですね、たくさん意見をいただいたものを、大きくさせていただいております。また同時にですね、このヒアリングシート全体の方から、見えてくるキーワードも拾わせていただきました。先ほどもあったんですけど、担い手の不足、繋がり希薄化、孤独孤立、空き家、土地農地荒廃、居場所。それから、交通弱者、そういったキーワードは、先ほどの市からの状況から見ると課題と共通したキーワードもありました。

##### 2 ページ

はい、次のスライドお願いいたします。そういった複雑化、多様化する困りごと、そういったものを受けとめ支えていくためには、次のスライドをお願いします。

##### 3 ページ

先ほどもですね、少し事例を出していただいて、お話をいただいて、ちょっと打合せ不足で私もAさん

という方を、事前においでいただいたんですが、私がちょっと書いたAさんは、地域一人暮らしのAさんです。ご病気をされて、飲食関係の仕事を辞められた。そういった設定で、少し話をします。福祉制度や専門職のサポートを受けて暮らしますが、この困った顔をしているように、今ひとつ元気がありません。そんなAさんを心配するご近所の方がいらっしゃいます。大丈夫かな。と気になって、担当の専門職の方に相談しました。改めて専門職さんから、Aさんに話を伺うと、「ヘルパーさんが来てくれる時は良いんだけど、来ない日は寂しい。前は仕事もして近所の寄り合いやと自分も参加していたのに。」とお話されます。そこで専門職の方は、ご近所の方に、Aさんが参加できるような場所はありませんかと調べました。以前は、お年寄りが集まるサロンのようなものがあつたようですが、担い手が高齢の為に閉じてしまったようです。ご近所の方たちも、前のようにみんなが気軽に立ち寄れるところがあればなあ。とのことでした。

専門職さんは、近所の方や、Aさんに「集会所を使って、ミニ喫茶をやってみれば？」と提案しました。最初は自分たちにできるかなあと、不安がありましたが、専門職さんも一緒にみんなで考えながらミニ喫茶を開くことができました。ミニ喫茶ではAさんが、以前の飲食店の経験を生かして美味しいコーヒーを淹れています。軌道に乗り出したミニ喫茶では、子供たちが学校帰りに立ち寄り宿題をしています。地域にある商店から差し入れがあると同時に、その場で、お店の日用品の販売もできるようになりました。このようにですね、今回のように上手くいくとは限らないのですが、制度の充実や、専門職の力だけでは、その人のよりよく生きる、ウェルビーイング（well-being）を支えることができません。気づかい、見守る人、自分らしくいられれば、支えるネットワークとなる地域住民の皆さんとの協働、地域の福祉活動は、欠かせないものです。

#### 4 ページ

はい。次のスライドお願いします。私たちが、ここにいる皆様、住民自治協議会、それから、医師会さん、それからボランティアさん。専門職、包括支援センターさん、民生委員・児童委員さん、保護司さん、教育関係者、色んな方たちと、住民の主体的な地域づくり、地域のきずなを進めてきております。この地域のきずなが育むものとして、「人づくり」を進めていくことで、「思いやりやお互い様の心」「支え合い、助け合い」「地域活動ボランティアへの関心」。「場づくり」を進めることで「世代や属性を超えたつながり」「誰でもいつでも気軽に」「孤立を防ぎ生きる力を育む」。「ネットワークづくり」を進めることで「地域活動・福祉活動の活性化」「課題解決力」「WinWinの関係」そういったものが育まれていくと思います。

#### 5 ページ

次のスライドお願いいたします。「複雑化・多様化する困りごと」先ほども皆さんの議論もあつたように、そんな簡単に解決が出来るといったものではございません。しかし、やはり地域で暮らす人たちの、みんなの暮らしを支えていくためには「人づくり」「場づくり」「ネットワークづくり」を継続し、取り組む。そういった地域の福祉活動が、これからも重要であり、継続していくことということで、地域福祉活動計画としての骨子案として、三つのキーワードを出させていただきます。

#### 6 ページ

次のスライドお願いします。「地域住民の気につなげる関係性」「つながり支え合い」と「専門職による寄り添い型の支援」。それらを合わせていくこと。「人と人とのつながりそのものがセーフティーネット」を構築になるということで、先ほどの「人づくり」「場づくり」「ネットワークづくり」というキーワードに、繋げていっていただきます。

#### 7 ページ

次のスライドお願いいたします。先ほど、地域福祉計画の方からでもあつた図になります。今ですね、右上の「支えあいの地域づくり」の中での「人づくり」「場づくり」「ネットワークづくり」という部

分の話をさせていただいておりましたが、この「人づくり」「場づくり」「ネットワークづくり」っていう、この三つのキーワードが住民自身の自助の部分。それから地域の支え合う互助の部分。専門機関や関係機関が、取り組む共助の部分。そして、行政が仕組みとして作る公助の部分、そのすべてが、この三つのキーワードに向かっていく、そういったことが、第四期では、更に取り組んでいければということで、思っております。以上になります。ありがとうございました。

委員長：はい、ありがとうございました。地域の皆さんに丁寧に聞き取りしていただいて、その部分もですね、きちんと骨子にどう反映するかということでお話をさせていただきました。

また、第3期の骨子である、人づくり・場づくり・ネットワークづくりを、第4期に継承していくというご提案だったかというふうに思います。ちょっと限られた時間になりますけれども、ただいまの説明についてご質問、ご意見ございますでしょうか。お願いいたします。

委員：これから新しい計画の中で取り組まれる、地域住民と協働の地域の福祉活動ということで、絵を見せていただいてですね、すごくよくできておりますし、本当にそうだなあと思うところが多いのですが、いろいろお話が出ておりますように、人口減少、高齢化があり、地域によっては、はたしてこの地域というのが存続できるかどうか、そういう問題が出てくると、これからの先々、思っております。

先ほどの協議において、松阪市の現状を見せていただいたら、15歳以上から64歳の生産年齢が、構成比がすごく落ちているわけですね。こういう状況で、先ほどお話が出ておりますように、民生児童委員さんの成り手がいないどうこう以前に、人がいなくなってくる。

だから、この絵を見せていただいても、理想であり、地域にまともですね、色々機関と連携をしながら、地域福祉計画ということで書かれている、当然こういうことになるのかと思うのですが、今回の計画の中で、出来ましたら、そういう地域が存続できない地域が出てくる可能性がありますので、そういうところも含めて、うまく松阪市全体の中での連携ができるのかと思うのですが、住民自治協議会でいいましたら、それぞれの小学校区ごとに住民自治協議会がつくられておりますので、43の住民自治協議会の中で、他の地域の連携をしながら取り組みができる。そのようなことを、お互いに地域同士が補完、隣の地域と補完出来るような格好で、地域福祉をこれから進めていくのだということを、ちょっと文言で入れていただければ、そういう地区も救われるのかな、と思いますので、よろしく願いいたします。

委員長：ありがとうございました。大変貴重なご意見ありがとうございます。地域でやっていく事も大事ですけどそれぞれの地域間の助け合いというか、連携出来る事も重要で、そのことを盛り込むべきではないかということで、提案だったと思います。もちろん検討させていただきますけども社協さんいかがでしょうか。

社協：貴重な意見をありがとうございました。そうですね。確かにですね、地域が存続できないという話が出てきているということはお伺いしております。

実際に、防災の面とかでは、山の方、それから海の方ですね、連携を取りながらとかですね、そういったことなんかも考えられているところもございますので、そういったですね、周りで助け合えるようなことですね、そういったことを考えられるようにですね、こちらの方でも努力していきたいなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員長：ありがとうございました。委員、貴重なご意見ありがとうございました。他いかがでしょうか。

事務局：地域づくり連携課です。先ほど委員のお答えになるのかどうかわからないのですが、私どもは住民自治協議会の担当部署をさせていただいております。

委員のおっしゃっていただいたとおり、住民自治協議会は各小学校区の方で組織されております。この中でもご説明があった重層化の組織の方が、中学校区を担当して今後やっていくこととなりますので、その中に地域づくりの職員というのを1人配置させていただくことがございます。その中学校区の中で、各住民自治協議会である小学校区の状況を見ながら、地域の支援をしていっていきたくと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長：ありがとうございました。地域福祉計画にも関わる内容という事でありありがとうございました。他いかがでしょうか。

委員：すみません。1点だけ伺いたいのですが、43地域ということですから、全市的ですけども、その各地域の中には、社会資源、社会施設があると思うのですよね。特に、人に関わる施設というのは、かなり点在してるのかと思います。例えば高齢者施設とか、介護保険施設、医療機関、かなり広くあると思います。その辺と多分この中に網羅していくのかなと思いつつ、それぞれの持っている力っていうのを、どのように発揮していくのかなという、あまり機関に頼りもたれるとその機関が、「もうダメ」と、アップアップするようなこともありますので、大変難しいと思います。

その役割分担的な部分というのも、あえてですけど、考えてもらえたらと思います。「あなたの役だから、私たちは知らない。」という意味じゃなくて、お互いに助け合うというのは大前提という中での話ですけれど、そういう社会資源、せっかくある資源をどうやって再生化するか或いは、再活用するかというのはあるのではないかと思います。この機会にそういう部分も含めてもいいのではないかと思います。以上です。

委員長：ありがとうございました。やっぱりあるものを活かすとか再生してくって事も、すごく大事だなと思います。社協さん、いかがですか。

社協：はい。委員貴重なご意見ありがとうございました。第3期の方ですね、そういった社会資源の一つとして、社会福祉法人っていうところに、焦点を当てて、そのネットワーク化っていうところで、取り組みが、今も継続の途中でございます。ただですね、当初計画をしていた部分より、コロナというところを言い訳にしちゃいけないのですが、ちょっと進捗が思うようにいってない部分と、今回この地域を回らせていただいた中で、先ほど、委員が言っていただいたように、社会法人のみでなく、その地域にある福祉事業所や、それから医師会さんなどの職能団体、そういったところとも、そのある力を生かしていく、そういった部分を引き出していくっていうことが、改めて必要であるということで、意識させていただいております。こういった部分をまた皆さんと一緒に、考えていければなと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

委員長：はい。ありがとうございました。今日は、時間の関係もございますのであと一人二人いらっしやれば、ご意見賜りたいと思いますがいかがでしょうか。

委員：前回の会議でも少しご意見さしていただきましたけども、住民協議会、民生委員など色々な団体がある

中で、それらの方が、一つにまとまる 43 の住民自治協議会であって欲しいなと思うのが一つ想いとしてあります。

それから、1 市民として、いろんな問題があったときに、取り組みたい、専門職のところ行きたいという時にも「あれは行政へ走らないかん。あれは社協へ走らないかん」ということがあり、こんな事をしているのは、問題が解決していかないと思います。

社協さんが各地域を回ってもらう中でも、意見や問題提起があったかもしれません。その解決の仕方を、行政や社協から積極的に打ち出して欲しいと思います。

「行政からは住民自治協議会さんへお願いしましたので、後は地域の仕事です。」と、こういうやり方はあかんということは、前回も申し上げたと思います。

この会議では（行政と社協の）両方が来てもらっているのですが、こういう話がしやすいですが、自分の地域で言おうと思うと、役場と社協に別々に行くことになりませんが、その時には守秘義務の問題が入ってきて、自分がどこまでしゃべって良いか分からない部分があるので、その辺りをもっと 1 市民として分かりやすく、第 4 期計画の中で示してほしいと思います。

委員長：お話ありがとうございました。只今の委員のお話は、私の記憶では、第 3 期の計画の策定の時におそらく、そういうことをお話されていたと思うのですが、縦割りじゃなくてしっかり受け止めるような体制を、行政の方でも社協の方でも作っていく必要があるのではないかということだったと思います。少し時間の関係がございますので、最後までどうしても、という方いらっしゃいますでしょうか。

委員：総合的な質問になるのですが、要介護認定者及び認定率の推移ってということで、市民の健康意識の高まりや、介護予防の取り組みによって上昇が抑えられていると素晴らしいことだと思うのですが、これは、県内や、国全体的から見ても、同じような傾向が出ているのかというのが一つと、あと、「抑えられている」という要因ですが、例えば松阪市独自の取り組みによって抑えられているなど、こういうところが要因となったとかいうことがあるのかという 2 点をお伺いしたいです。以上です。

委員長：はい。介護予防の観点について、行政の方でいかがでしょうか。

事務局：以前、介護保険の担当もしておりましたもので、当時のことを含めて説明させていただきます。一つ目の質問の（要介護の）認定率について、全国的な資料を持ち合わせていないため、明確にお答えしかねます。

認定については、松阪市は、少し高い方ではないかと思っておりますが、22.8%で留まっていることは良い状況であると思っております。なぜなら、一年経過すれば皆様一年歳をとられるわけで、高齢者の状況からも年齢が高くなる程、認定率は上がっていく、このことから自然に認定率は上がっていくというのが本来なのかと思いますが、今のところは留まっているというのは、介護予防等の影響であるというふうに私どもはとらえています。

市の取り組みについてですが、現在は高齢者の方々に、例えば、健康診断や地域の高齢者サロンなどに行っていただくとポイントがつくような事業を実施し、健康増進に取り組んでいただけるようにさまざまなメニューを増やしております。また、地域にサロンなど立ち上げて頂く際に係る費用への補助や、最近では、認知症の方を対象に、もし事故遭われた場合など安心のために保険に入らせていただく制度を開始させていただき、生活から支援するような仕組みを整えております。

また、地域の方で、介護予防のボランティアの方がいろいろと育ってきております。そういったところ

が一つのこういった効果として表れているのではかような風に捉えております。以上です。

委員長：ありがとうございました。これについては多分、議論しだすと大変時間がかかるかなと思います。一点だけ申し上げると、22%というのは、若干高いと思います。一般的に全国的に見ると、関西は高く、東が低いという傾向があるのですが、その要因についていろいろ話したら、キリがないので、とりあえずこれだけお伝えします。ただ、良い高さ、悪い高さがあると思います。

必要な方がちゃんと利用して高いならそれは大事なことで、必要な方が利用できなくて低いのだらそれは良い低さではありませんので、適切な割合もあるのかなと思いますのでまた改めて色々議論出来ればと思います。

最後になりますけれども委員の方からも全体を通して、お気づきの点あればコメントいただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員：お時間の関係で、端的に大きなところでいくともう一つのポイントになるかなと思うのですが、今日1時間半会議を重ねる中で、一番痛切に感じたのは、各委員は、具体的に、すでに地域で様々な事例、ケースに関わっておられて、それは先ほど（事項4で事務局から、良い地域活動の一例として、飲食店で勤めていた経験を活かして、引きこもりから脱して地域でサロンするケースで説明したことを受けて）のサロンケース。社協からもお話ありましたけれども、そういうある意味、まだ大丈夫かなという事例というよりも、やっぱり逼迫しているというか、明日、明後日、ないしは今後、生活をしていけないという、ケースに直面しておられる方々が、民生委員の方々ないしは自治会長、地区民協の方々が、いらっしゃるということが、今日よく見えてきたなあということがあり。で、そのことがやっぱり、今日の市と社協の方々のご説明なかったということ。それが果たしてその上で出てきた骨子が、今日出てきた具体的な課題に対して解決策なりうるのかっていうところはもう一度検討が必要なのかなというふうに思いました。

あえてもう少しみるとすれば、専門職の役割っていうところで、専門職に相談はするんだけどその後どうなっていくのかわからない。という話があったと思います。おそらく専門職は専門職で包括化推進員の方もいらっしゃいますけれども、何でもやれって言われても、何でもやれるはずがないと思っていると思います。おそらくそういった役職を与えられた専門職の方々が様々現場で抱えておられる課題があるはずですので、やっぱその課題も一旦見える化する必要があるのかな。その上で骨子案というものができていく必要があるのかなというふうに思いました。

さらに言うのであればやっぱり相談支援、入口の部分の評価っていうことは、福祉の人たちよく議論はされるのですが、出口の部分の議論ないしは具体策が欠けているんだろうなというふうに感じます。それは最初の方に、総合計画の中で、政策2が地域福祉計画の議論するポイントなんだっていうふうにおっしゃいましたけれども、総合計画を見てみると、政策3とか政策4とか、そういった、これ実は雇用や、産業振興の問題などがあって、実は福祉課題の出口っていうが、そういうところが大きく寄与するところがあると思っていますので。やはり、少し視野を広げた議論っていうのも、一方で必要なのだろうなというふうに感じました。

委員長：時間限られた中でありがとうございました。視野を広げて考えないと福祉の問題の出口っていうのに辿り着かないのではないかな。いうご指摘はぜひ、行政の方でも横断的にですね、議論を進めていただきたいと思いますし。今日あったように住民の皆さん様々なところで、いろんな課題に接して皆さんの声をどうサポートしていけるかって事を真剣に考えていきたいと感じました。

すいません。本来でしたらですね、会場にお邪魔して、そして全員の委員の皆さんにご発言頂けるように運営していきたいというふうにも思っているのですが、ちょっと感染症の状況もありまして時間も限られているということでございますので、一旦ですね本日の審議っていうのはここまでとさせていただきます。また、時間がございますので、その時に、様々なご発言をいただければというふうにも思います。皆様ご協力ありがとうございました。

今回は、基本理念、基本目標、取り組んでいくことについてご協議をいただきたいというふうにも思っております。第4期計画の内容について具体的に踏み込んで、皆様と考えて参りたいと思います。それぞれの分野における経験、知恵を出していただき、一層のご協力をお願いしたいと思っております。どうも、ありがとうございました。

事務局：委員長、ありがとうございました。それから最後にご意見いただきありがとうございました。また、色々な課題を解消しながら、広い視点でさせていただきたいと思います。事項書3のその他に移ります。何かございませんでしょうか。

事務局の方よりご報告をさせていただきます。次回の会議の開催についてでございますが、令和4年5月頃に予定をしております。日程が決まりましたら、またご案内をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

では本日は長時間にわたりまして、ご協議いただき、ありがとうございました。委員の皆様にはいただきましたご意見を参考に、今後、地域福祉計画の策定を進めて参りたいと存じます。

では、これをもちまして、令和3年度 第2回 松阪市地域福祉活動計画策定委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。